

平成 24 年第 4 回筑紫野市議会（12 月）定例会 提出議案について

平成 24 年第 4 回筑紫野市議会定例会（会期：12 月 3 日から 12 月 20 日まで）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
現委員の白水 慶子氏が平成 25 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任として、大野 徳子氏を推薦することについて、人権擁護委員法 第 6 条 第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものです。	
同意第 4 号	筑紫野市教育委員会委員の任命について
現教育委員の寺崎 和憲氏が本年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任として、上野 二三夫氏を委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。	
報告第 16 号	専決処分の承認について(損害賠償の額を定めることについて)
<p>本件は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったことから、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容は、平成 24 年 6 月 30 日、筑紫野市杉塚の市が管理する道路で発生した道路事故により相手方車両を損傷させたものです。</p> <p>この事故に伴う損害賠償額について 5 千 265 円で示談協議が整い、平成 24 年 9 月 26 日付で専決処分を行ったところです。</p>	
報告第 17 号	専決処分の承認について(損害賠償の額を定めることについて)
<p>本件は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったことから、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容は、平成 24 年 10 月 15 日、筑紫野市大字永岡の市が管理する道路で発生した道路事故により相手方車両を損傷させたものです。</p> <p>この事故に伴う損害賠償額について 7 万 8 千 854 円で示談協議が整い、平成 24 年 11 月 6 日付で専決処分を行ったところです。</p>	

報告第 18 号	専決処分の承認について(損害賠償の額を定めることについて)
<p>本件は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったことから、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容は、平成 24 年 3 月 15 日、福岡市南区での業務から公用車で帰庁の途中、前方を走る相手方の車両が停止したことに気づくのが遅れ、追突し、さらに相手方車両がその前方に停止していた車両に追突したことにより、車両の運転手 2 名を負傷させたものです。</p> <p>この度、2 名のうち 1 名と、この事故に伴います損害賠償額について 78 万 6 千 250 円で示談協議が整い、平成 24 年 11 月 12 日付で専決処分を行ったところです。</p>	
報告第 19 号	専決処分の承認について(平成 24 年度一般会計補正予算(第 3 号)について)
<p>本件は、平成 24 年度筑紫野市一般会計補正予算(第 3 号)について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったことから、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容は、平成 24 年 11 月 16 日に衆議院が解散し、12 月 16 日に衆議院議員総選挙が実施されることに伴い、選挙執行に係る経費 3 千 180 万 4 千円が必要となったことから、平成 24 年 11 月 16 日付で専決処分を行ったところです。</p>	
議案第 57 号	福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について
<p>本件は、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う事務の承継について、事務引受団体である福津市のみによる事務処理を可能とするための規約改正について、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 58 号	福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
<p>本件は、同組合を平成 25 年 3 月 31 日限りで解散することについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 59 号	福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
<p>本件は、同組合の解散に伴う財産処分を定めるため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。</p>	

議案第 60 号	筑紫野市部設置条例等の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、平成 25 年 4 月 1 日に施行する筑紫野市組織機構の一部見直しにより、現行組織の再編、所管事務の変更、部の名称変更の必要が生じたことから、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 61 号	筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づく介護保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 62 号	筑紫野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
<p>本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の、いわゆる「第 1 次一括法」に基づく介護保険法の一部改正に伴い、厚生労働省令で定められている基準を条例として制定するものです。</p>	
議案第 63 号	筑紫野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
<p>本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の、いわゆる「第 1 次一括法」に基づく介護保険法の一部改正に伴い、厚生労働省令で定められている基準を条例として制定するものです。</p>	
議案第 64 号	筑紫野市小地区公民館設置補助条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、行政区が小地区公民館の新築や改修等を行う場合において、当該補助金とその他の補助金等を併せて受ける場合の規定を明確にし、各種補助金が、より活用できるようにすることで、市の財政支出軽減が図られるよう、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 65 号	筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の、いわゆる「第 2 次一括法」に基づく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正に伴い、環境省令に定められておりました技術管理者の資格基準を参酌して条例で定める必要が生じたことから、条例の一部を改正するものです。</p>	

議案第 66 号	筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
<p>本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の、いわゆる「第 2 次一括法」に基づく水道法の一部改正に伴い、従来、法令に定められておりました布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、水道事業を営む全ての地方公共団体は、法令の基準を参酌して条例で定める必要が生じたことから、これらの基準に関し、新たに条例を制定するものです。</p>	
議案第 67 号	筑紫野市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例の制定について
<p>本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の、いわゆる「第 2 次一括法」に基づく下水道法の一部改正に伴い、従来、法令に定められておりました公共下水道の構造の技術上の基準について、公共下水道管理者である地方公共団体は、法令の基準を参酌して条例で定める必要が生じたことから、公共下水道の構造の技術上の基準に関し、新たに条例を制定するものです。</p>	
議案第 68 号	平成 24 年度筑紫野市一般会計補正予算(第 4 号)について
<p>補正の主な内容は、歳出予算としては、障害者自立支援法に基づく介護給付費 1 億 4 千 462 万 7 千円、生活保護費 2 億 3 千 863 万円、道路維持管理事業の単独工事費 2 千 110 万円、筑紫駅西口土地区画整理事業の単独工事費 1 千 800 万円などの増額や二日市小学校耐震化事業の補助工事費 2 千 209 万 2 千円、人事異動などに伴う一般職の職員給与費 9 千 713 万 9 千円などの減額をするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、償却資産の総務大臣配分及び県知事配分が増加したことに伴う固定資産税 1 億 3 千万円、生活保護費国庫負担金 1 億 7 千 897 万 1 千円、障害者自立支援給付費国庫負担金 4 千 937 万 7 千円、文教施設整備事業債 1 億 700 万円の増額や公共施設等整備基金繰入金 1 億 2 千 349 万 2 千円などの減額をするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 3 千 483 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 323 億 6 千 532 万 2 千円とするものです。また、「債務負担行為の補正」としまして、27 件の 3 億 7 千 303 万円を追加し、2 件について期間延長の変更を行い、1 件の 370 万円を廃止としております。また、「地方債補正」につきましては、「変更の場合」として 4 件の 11 億 1 千 790 万円を計上しております。</p>	

議案第 69 号	平成 24 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について
<p>補正の主な内容は、歳出予算としては、一般被保険者療養給付費 3 億 9 千 339 万 4 千円、退職被保険者等療養給付費 5 千 242 万 3 千円、一般被保険者高額療養費 1 億 4 千 878 万 8 千円、国庫支出金返還金 6 千 521 万 8 千円の増額や後期高齢者支援金 6 千 535 万 7 千円などの減額をするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、一般被保険者国民健康保険税のうち医療給付費現年課税分 5 千 97 万 5 千円、後期高齢者支援金現年課税分 5 千 18 万 3 千円、医療給付費滞納繰越分 1 億 3 千 682 万 8 千円や療養給付費等国庫負担金 1 億 2 千 48 万 2 千円、財政調整交付金 7 千 828 万 8 千円、前年度繰越金 1 億 4 千 845 万 7 千円などの増額や前期高齢者交付金 4 千 488 万 8 千円などの減額をするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 1 千 65 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 97 億 1 千 653 万 1 千円とするものです。</p> <p>また、「債務負担行為の補正」として、2 件の 2 千 332 万 4 千円を計上しております。</p>	
議案第 70 号	平成 24 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)について
<p>補正の主な内容は、歳出予算としては、住宅新築資金等公債償還積立金 380 万 5 千円の増額をするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、前年度繰越金 448 万円の増額と基金繰入金 67 万 5 千円を減額するものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 380 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 千 144 万 1 千円とするものです。</p>	
議案第 71 号	平成 24 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)について
<p>補正予算の内容は、歳出予算としては一般管理費 15 万 1 千円の増額と人事異動に伴う職員給与費 672 万 4 千円を減額するものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、一般会計繰入金 657 万 3 千円を減額するものです。</p> <p>このため、歳入歳出それぞれ 657 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 55 億 218 万円とするものです。</p> <p>また、「債務負担行為の補正」として、8 件の 1 億 82 万 2 千円を計上しております。</p>	

議案第 72 号	平成 24 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)について
<p>補正予算の内容は、歳出予算としては福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金 1 千 339 万 2 千円を増額するものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、一般会計繰入金 1 千 339 万 2 千円を増額するものです。</p> <p>このため、歳入歳出それぞれ 1 千 339 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 19 億 109 万 5 千円とするものです。</p>	
議案第 73 号	平成 24 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について
<p>補正予算の内容は、歳出予算としては、人事異動に伴う職員給与費 245 万 7 千円を減額するものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、一般会計繰入金 245 万 7 千円を減額するものです。</p> <p>このため、歳入歳出それぞれ 245 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 3 千 322 万 9 千円とするものです。</p>	
議案第 74 号	平成 24 年度筑紫野市水道事業会計補正予算(第 1 号)について
<p>補正の主な内容は、職員の人事異動等に伴う職員給与費の調整、額の確定による減価償却費及び企業債支払利息の減によるものです。</p> <p>このことから、収益的収支では、収入について補正はありませんが、支出について既決予定額から 1 千 232 万 1 千円を減額して 17 億 4 千 58 万 7 千円とするものです。</p> <p>資本的収支では、収入について補正はありませんが、支出について既決予定額から 473 万円を減額して 9 億 114 万 3 千円とするものです。</p>	
議案第 75 号	平成 24 年度筑紫野市下水道事業会計補正予算(第 1 号)について
<p>補正の主な内容は、職員の人事異動等に伴う職員給与費の調整、県事業及び市道補修等に伴う工事請負費の増、額の確定による減価償却費、企業債支払利息、国庫補助金及び企業債の減並びに企業債償還金の増、一括納付及び徴収猶予解除等による受益者負担金の増などによるものです。</p> <p>このことから、収益的収支では、収入について補正はありませんが、支出について既決予定額から 10 万 1 千円を減額して 18 億 3 千 470 万 5 千円とするものです。</p> <p>資本的収支では、収入について既決予定額から 575 万 8 千円を増額して 10 億 2 千 177 万円とし、支出について既決予定額から 264 万 6 千円を増額して 16 億 4 千 637 万 4 千円とするものです。</p>	

議案第 76 号

筑紫野市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

本件は、地方自治法の一部を改正する法律が平成 24 年 9 月 5 日に公布され、「政務調査費」が「政務活動費」と改正、その交付目的に「その他の活動」が加えられるとともに、「経費の範囲」、「透明性の確保」について条例で定める必要が生じたことから、本条例の名称を「筑紫野市議会政務活動費の交付に関する条例」と改め、条例の一部を改正するものです。